

# 平成 29 年度介護サービス事業所実地指導結果について (居宅介護支援)

## 【根拠法令等】

人員・設備・運営について

条例 : 八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

解釈通知 : 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について (老企第 22 号)

介護報酬について

介護報酬告示 : 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 (厚告第 20 号)

留意事項通知 : 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (老企第 36 号)

### 人員① 従業者の員数 老企第 22 号第 2 の(3)①、老企第 22 号第 3 の(12)①

従業者の職務について、辞令等により明確になっていない。

併設される事業所以外で勤務する介護支援専門員は、非常勤専従として届出し、居宅介護支援事業所とそれ以外の事業所で勤務する時間を分けて、勤務表を作成してください。勤務実態にあわせ、速やかに、変更届出書を提出する必要があります。

### 運営① 記録の整備 条例第 31 条

居宅サービス計画等の居宅介護支援台帳が、完結の日から 5 年間保存していない。

居宅サービス計画等の居宅介護支援台帳 (居宅サービス計画、アセスメント、担当者会議の要点、モニタリングの結果の記録) は、完結の日から 5 年間保存しなければならないことから、運営規程等の改正が必要です。

### 運営② 秘密保持等 条例第 25 条第 3 項

利用者の家族の個人情報使用について、利用者の家族の同意を文書により得ていない。

条例上、居宅介護支援事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかねばならないと規定しています。

サービス利用の際には、家族介護者の病気や入院といった家族の個人情報を使用することになります。よって個人情報使用同意書には、「本人」と「家族」の署名欄を作成する必要があります。

### 個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報については、下記のとおり必要最低限の範囲で使用することに同意します。

<<略>>

		平成	年	月	日
<利用者>	住所 氏名				印
<家族の代表>	住所 氏名				印
利用者は、心身の状況等により署名できないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。					
<署名代筆者>	住所 氏名				印

#### 運営③ 秘密保持等 条例第 25 条

従業者であった者が、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていない。

事業所の従業者が、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密について、従業者でなくなった後においても保持すべき旨を、従業者の雇用時に取決める等、措置を講ずる必要があります。

#### 運営④ 掲示、苦情処理 条例第 24 条、老企第 22 号第 2 の 3 (17)④

運営規程、重要事項説明書及び苦情処理の体制等が掲示されていない。

運営規程、重要事項説明書及び苦情処理の体制等は、利用者やその家族、利用申込者が見やすい場所に掲示する必要があります。

#### 運営⑤ 要介護認定の申請に係る援助 条例第 10 条第 3 項

要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前に必要な援助を行っていない。

併設している施設や事業所と職務を兼務していることで、業務に支障が生じていると思われる事例がありました。人員体制や取扱い件数を調整し、適切に援助するよう指導しています。

#### 報酬① 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 厚告第 20 号 別表 注 5

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を誤って算定している。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、中山間地域等に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて居宅介護支援を行った場合に、算定できる加算です。

## 報酬② 居宅支援入院時情報連携加算（Ⅰ）

厚生労働大臣が定める基準（厚労告第95号）第85号イ

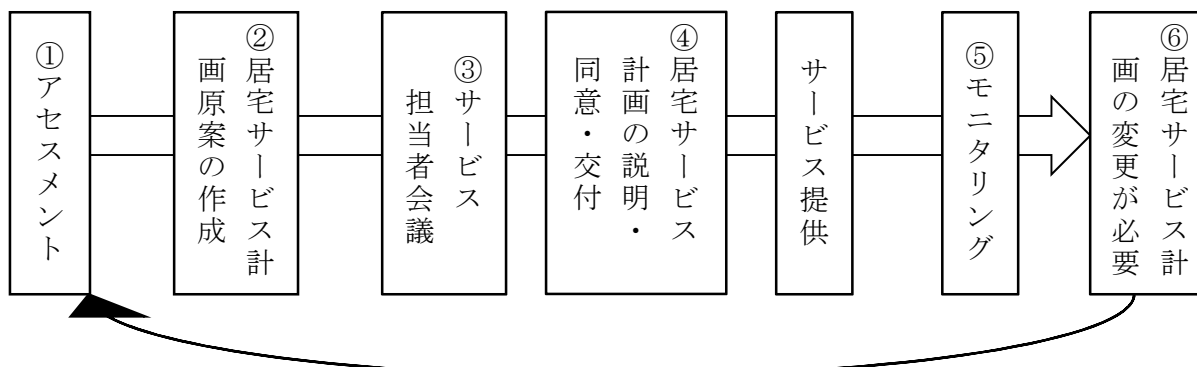
入院時情報連携加算（Ⅰ）の加算要件を満たしているか確認ができない。

入院時情報連携加算（Ⅰ）は、病院又は診療所を訪問し、利用者に係る必要な情報提供した場合に算定できる加算です。

病院又は診療所を訪問して情報提供したことが分かるよう支援経過等に記載してください。

### 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

#### 【ケアマネジメントのプロセス】



#### ①アセスメントについて（課題分析） 条例第15条第6号及び同条第7号

利用者の有する日常生活上の能力や利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

※利用者の心身の状況について、情報収集するのみでは、アセスメントとしては不十分です。

アセスメントツールの種類は問いませんが、課題分析標準項目（23項目）を網羅し、利用者の課題を客観的に抽出する適切な方法を用いてください。

参照：介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目（老企第29号）

【注意】・アセスメントは利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接して行ってください。

・課題整理総括表はアセスメントツールではありませんので注意してください。

【減算規定】居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該状態が解消された前月まで減算されます。（1月目：50%減算、2月目以降：算定不可）

【例外】病院入院中である等、物理的な理由がある場合は、居宅以外でのアセスメントも認められています。

#### ②居宅サービス計画の原案の作成 条例第15条第8号

利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望や地域のサービス提供体制を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。また、原案には、利用者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題に加え、提供する指定居宅サービス等に係る目標を具体的に設定する必要があります。

短期目標の期間は、その達成時期には居宅サービス計画及び提供した指定居宅サービス等の評価を行うこととなるため、適切な期間設定が必要となります。

※提供されるサービスの目標とは利用者が到達しようとする目標であり、サービス提供事業所の個別サービス行為を意味するものではありません。

不適切な例：デイサービスを週2回利用する。週2回入浴する。

### ③サービス担当者会議 条例第15条第9号及び同条第15号

利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議であり、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に、専門的な見地からの意見を求め、必要に応じて原案の修正を行います。

また、要介護更新認定を受けた場合及び要介護状態区分の変更の認定を受けた場合は、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地から意見を求める必要があります。

※担当者会議には、利用者やその家族の参加が望ましいですが、虐待等がある場合は必ずしも参加を求めるものではありません。

【減算規定】 居宅サービス計画の①新規作成、②変更、③要介護更新認定を受けた場合、④要介護状態区分変更の認定を受けながら、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合には、当該状態が解消された前月まで減算されます。

【例外】 **やむを得ない理由のある場合**には、担当者に対する照会等により意見を求めることができます。照会内容について記録するとともに、5年間保存する必要があります。

### ※やむを得ない理由の場合の例

<新規作成、変更、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定>

開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、参加が得られなかった場合

<要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定>

居宅サービス計画変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等

例：サービスの追加により、アセスメント・サービス担当者会議の開催を経て11月21日居宅サービス計画変更。11月30日更新認定を受ける。

<変更>

利用者の状態に大きな変化が見られない等における**軽微な変更の場合等**

※軽微な変更の場合とは？ **介護保険最新情報 Vol.155**に例示されています。

例：短期目標の期間を11月30日までとしていたが、目標が達成されず、本人の状態にも大きな変化がみられないため、短期目標の期間の延長が妥当と判断する。

【居宅サービス計画を変更したが、軽微な変更と判断した場合】

短期目標の期間、サービス提供の回数等が変更となり、居宅サービス計画の訂正方法は、以下を参考としてください。

- ・軽微な変更と判断した日付、変更箇所を記載する
- ・期間や頻度等に二重線を引き、見え消し修正する など

→ただし、利用者、その家族、サービス提供事業所へ、軽微な変更により、居宅サービス計画の作成やサービス担当者会議の開催を行わない旨を連絡するとともに、軽微な変更とした根拠等を支援経過等に記録することが必要です。

④居宅サービス計画の説明・同意・交付 条例第15条第10号及び同条第11号

居宅サービスの原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ることが義務付けられています。また、説明及び同意を要する居宅サービス計画原案とは、居宅サービス計画書の第1表から第3表、第6表及び第7表となります。なお、作成した居宅サービス計画は、利用者及び担当者へ交付する必要があります。

【減算規定】居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該状態が解消された前月まで減算されます。

\*\*\*\*\*

Q1. サービス担当者会議に集まった担当者へ、居宅サービス計画の原案を担当者へ交付。

サービス担当者会議での修正はなく、居宅サービス計画の原案のとおり利用者が同意した場合、居宅サービス計画を交付したこととなるか？

- ①交付したことになる
- ②交付したことにならない

\*\*\*\*\*

⑤モニタリング 条例第15条第13号及び同条第14号

- ・居宅サービス計画の実施状況の把握（継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整が必要となります。
- ・モニタリングは、**特段の事情**のない限り、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する必要があります。
- ・モニタリングの結果についても、1月1回記録する必要があります。
- ・「特段の事情」とは、介護支援専門員に起因する事情を含みません。利用者の事情（入院等）により、利用者の居宅を訪問し、面接できない場合であり、その具体的な内容を記録する必要があります。

【減算規定】①1月に利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合、②モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している場合は、当該状態が解消された前月まで減算されます。

\*\*\*\*\*

Q 2. モニタリングの結果とは、次のどれでしょうか。(複数回答)

- ①利用者の居宅を訪問し、面接した記録
- ②解決すべき課題の変化についての記録
- ③指定居宅サービス事業者等からの情報

\*\*\*\*\*

**⑥居宅サービスの変更** 条例第 15 条第 16 号

- ・モニタリングの結果、解決すべき課題の変化等が認められる場合等、必要に応じ居宅サービス計画の変更が必要となります。
- ・解決すべき課題の変化は、直接サービスを提供する担当者により把握されることも多いことから、緊密な連携を図る必要があります。
- ・軽微な変更を行う場合を除き、居宅サービス計画の変更に当たっては、原則としてケアマネジメントのプロセスに基づき、一連の業務を行う必要があります。

**【支援経過についての留意点】**

5W1Hを意識して、記録してください。

アセスメント、モニタリング・・・どこで(Where)、だれと(Who)、どのように(How) など  
居宅サービス計画の交付・・・だれに(Who)、なにを(What) など  
居宅サービス計画の変更・・・なぜ(Why)、なにを(What)、どのように(How) など

**指定居宅介護支援の具体的取扱方針① 条例第 15 条第 12 項**

**居宅サービス事業者等からプランを求めているない。**

居宅介護支援事業所とサービス提供事業所の意識の共有を図る観点から、居宅サービス計画及び個別サービス計画の連動性や整合性について確認しなければならないため、サービス提供事業所が作成する個別サービス計画の提出を求めることが必要です。

**指定居宅介護支援の具体的取扱方針② 条例第 15 条第 20 項**

**医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合に、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師の意見を求めているない。**

- ・医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合には、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師の意見を求めることが必要です。
- ・主治の医師が、サービス担当者会議に参加できない場合は、適切な方法で照会（主治医意見書の確認、受診同行など）により意見を求めることが必要です。

**指定居宅介護支援の具体的取扱方針③ 条例第 15 条第 23 項**

**特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合に、その利用の妥当性を検討し、必要な理由を居宅サービス計画に位置付けていない。**

特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、必要な理由を居宅サービス計画に位置付けることが必要です。

# 平成 29 年度介護サービス事業所実地指導結果について (福祉用具貸与・特定福祉用具販売)

## 【根拠法令等】

人員・設備・運営について

条例 : 八戸市指定八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

解釈通知 : 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(老企第 25 号)

### 運営① 運営規程 条例第 239 条

負担割合に 2 割負担の記載がない。

- ・運営規程に必要な項目は、各サービスの運営基準に定められています。当市の条例、自己点検シートを活用し、運営規程には必要な項目を記載してください。
- ・平成 30 年 8 月より、自己負担割合に 3 割負担が設けられる予定です。重要事項説明書等の負担割合の記載に注意してください。

### 運営② 福祉用具貸与計画の作成 条例第 238 条第 1 項 特定福祉用具販売計画の作成 条例第 256 条第 1 項

アセスメントが行われていない。

- ・アセスメントを実施し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与(販売)の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画が必要です。(利用者の目安としても、目標に対しての期間の明記が望ましい。)
- 参考：福祉用具サービス計画作成ガイドライン 平成 26 年 3 月 一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会  
※今年度、様式の変更を検討しており、様式の確定は年度末の予定。

### 運営③ 福祉用具貸与計画の作成 条例第 238 条第 3 項 特定福祉用具販売計画の作成 条例第 256 条第 3 項

福祉用具貸与(販売)計画について、利用者から同意を得ていない。

福祉用具貸与(販売)計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者から同意を得ることが必要です。

### 運営④ 福祉用具貸与計画の作成 条例第 238 条第 4 項 特定福祉用具販売計画の作成 条例第 256 条第 4 項

ケアプランを利用者へ交付していることが書面で確認できない。

- ・条例上、福祉用具貸与(販売)計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならないと示されています。
- ・計画書の様式に交付日欄を設けるなど、計画書を交付したことが書面で確認できるようにしてください。

## 記載例

〇〇介護計画の内容について説明しました。

説明者氏名： 〇〇 〇〇 印

私は、認知症対応型共同生活介護計画について説明を受け、内容について同意しました。

平成 年 月 日 利用者氏名： 〇〇 〇〇 印

代筆者氏名： 〇〇 〇〇 (続柄： ) 代筆理由：□本人が自筆できないため  
□その他 ( )

受領日：平成 年 月 日

## 福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握に伴う、平成 29 年 10 月サービス提供分以降の介護給付費の請求について

### ①福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握

適切な貸与価格を確保する等の観点から、

- ・国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表を予定しています。
- ・貸与価格に一定の上限（全国平均貸与価格＋1標準偏差）を設ける等の見直しについて、平成 30 年 10 月からの施行を予定しています。

<今後のスケジュール>

平成 30 年春～夏頃 全国平均貸与価格・貸与価格の上限を公表

平成 30 年 10 月 施行

### ②平成 29 年 10 月サービス提供分以降の介護給付費の請求について

- ・今月の請求分から、介護給付費明細書に TAIS コード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載し、請求するようお願いします。
- ・当該コードの記載に当たっては、誤りなく正確に記載するとともに、同一商品を複数貸与している場合も一つ一つ分けて記載するようお願いします。

参考：介護保険最新情報 Vo1. 602（平成 29 年 8 月 25 日）

介護保険最新情報 Vo1. 609（平成 29 年 10 月 19 日）

### ③福祉用具の支援プロセスにおける【選定提案】のについて

今後、福祉用具専門相談員が貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することが義務付けられます。

一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会の事業（暫定版）では、次のように示されています。

#### 【福祉用具の支援プロセス（暫定版）】

①アセスメント → ②種目の検討

→ ③【選定提案】 ・実際の貸与価格と全国平均価格等の説明

・機能や価格帯の異なる複数商品の提示

→ ④貸与する福祉用具の選定

→⑤計画の作成 →⑥サービスの提供 →⑦モニタリング →⑧計画の見直しの必要性判断